

大阪府立中河内救命救急センターの管理運営並びに
手数料等の徴収事務及び既納手数料等の還付に係る
支出事務に関する委託契約の変更契約書

平成26年4月1日大阪府（以下「甲」という。）と公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「乙」という。）との間で締結した「大阪府立中河内救命救急センターの管理運営並びに手数料等の徴収事務及び既納手数料等の還付に係る支出事務に関する業務契約書」の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

- 1 項4「契約金額」
「金2,444,379,000円（うち、消費税及び地方消費税額金258,344,000円）」を
「金2,574,059,000円（うち、消費税及び地方消費税額金296,927,000円）」とする。
- 2 第12条第4項に規定する別表3-1及び3-2を別紙のとおりに改める。
- 3 第21条第1項に規定する別表4を別紙のとおりに改める。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成27年 3月23日

(甲) 大阪府
代表者 大阪府知事 松井 一

(乙) 大阪市城東区目6番107号
公益財団法人大阪府保健医療財団
代表者 杉

別表3-1

平成26~28年度大阪府立中河内救命救急センター管理運営委託料 内訳

(単位:千円)

目	節	変更契約額			備考
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
給与費		815,199	911,401	931,785	
	報酬	0	3,732	3,732	
	給料	300,841	316,758	331,065	
	職員手当	368,893	415,042	433,788	
	賃金	34,606	32,794	32,794	
	法定福利費	98,418	114,501	119,673	
	退職給与費	12,441	28,574	10,733	
材料費【A】		267,176	331,175	361,340	
	薬品費	127,102	146,015		
	診療材料費	133,015	175,689		
	給食材料費	7,059	9,471		
経費		334,509	334,509	334,509	
	報償費	30,133	30,133	30,133	
	旅費	117	117	117	
	需用費	122,735	122,735	122,735	
	(消耗需用費)	9,271	9,271	9,271	
	(維持需用費)	113,464	113,464	113,464	
	(会議接待費)	0	0	0	
	役員費	1,630	1,630	1,630	
	委託料	169,093	169,093	169,093	
	使用料及び賃借料	6,219	6,219	6,219	
	福利厚生費	1,523	1,523	1,523	
	雑費	3,059	3,059	3,059	
研究研修費		5,695	5,694	5,694	
	調査研究費	5,695	5,694	5,694	
租税公課		84,558	94,080	97,085	
	租税公課	84,558	94,080	97,085	
小計		1,507,137	1,676,859	1,730,413	
	小計-材料費【B】	1,239,961	1,345,684	1,369,073	
	府派遣職員給与費(府直接支給額除く)【C】	50,590	49,076	49,076	
	利用料金収入	779,121	952,105	1,038,290	
	委託料【B-(利用料金収入-(A+C))】	778,606	773,830	741,199	①

別表3-2

平成26~28年度保健医療財団事務局運営経費 内訳

(単位:千円)

目	節	変更契約額			備考
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
給与費		67,892	98,576	70,968	
	報酬	4,111	3,634	3,634	
	給料	31,111	33,418	33,418	
	職員手当	23,743	51,861	24,253	
	法定福利費	8,927	9,663	9,663	
経費		6,782	7,501	7,501	
租税公課		5,432	7,886	7,886	
委託料		80,106	113,963	86,355	②
合計		858,712	887,793	827,554	①+②
総合計			2,574,059		26~28合計
内租税公課			296,927		26~28合計

【別表4：リスク分担表】○印が、リスク負担者

段階	種類	内容	負担者		
			府	指定 管理者	
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更(他の項目に記載されているものを除く)	○		
	金利	金利の変動		○	
	資金調達	必要な資金確保		○	
	周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民等からの苦情等対応 地域との協調		○	
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全(応急措置を含む)		○	
	第三者賠償	維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○	
	事業の中止・延期		建物所有者の責任による遅延・中止	○	
			法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
			事業者の責任による遅延・中止		○
			事業者の事業放棄・破綻		○
応募段階	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保		○	
維持管理・運営段階	物価	物価変動	○		
	手数料等の徴収	手数料等の徴収に係る費用及び徴収に付随する調査等の費用	○		
	維持補修		事業者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
			府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修	○	
			施設・設備・外構の保守点検(法定点検及び日常の維持補修を含む)	○	
			施設・設備・外構の経年劣化による維持補修(建物所有者の発意による維持補修を含む)	○	
		施設・設備・外構の経年劣化による維持補修(管理上緊急を要するもの)	○		

		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	○	
		天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧	協議事項	
		法令改正により必要となった施設躯体の維持補修(施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合)	○	
	天災ほか不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振	○	

